

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金
令和3年度林業事業体自主研修事業事務処理要領

制定 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、林業事業体（以下「事業体」という。）が、自主的に行う研修（以下「事業体自主研修」という。）の実施にあたって必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 各事業体における課題を解決するため、独自に事業体自主研修を企画し、基金の承認を得て実施することができるものとするが、対象となる事業体の研修課題については、次のものとする。

- 1 新たな事業展開を図るための研修
- 2 経営の改善を図るための研修
- 3 経営者、職員等の意識改革を図るための研修
- 4 労働災害防止を図るための研修
- 5 現場技術者の技術向上を図るための研修

(事業対象者)

第3条 この要領による事業体自主研修事業の対象となる事業体は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年5月24日法律第45号）第5条により認定を受けた事業体とする。

(事業経費)

第4条 事業体自主研修について、本要領に基づき実施した場合、基金は、該当年度の予算の範囲内において、事業体が支出した経費の一部又は全部を助成することができるものとする。

なお、研修の講師に対する謝金、旅費については、基金が定める「林業三つ星経営体育成事業に係る講師謝金及び旅費等の積算基準」の範囲内とする。

2 前項の規定による基金の助成割合は、原則として10/10以内とし、支払金額は千円未満切り捨てとする。

(実施計画書の提出)

第5条 第2条に定める事業体自主研修を実施しようとする事業体は、事業体自主研修実施計画書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(実施承認)

第6条 理事長は、受理した事業体自主研修実施計画書の内容及び実施にかかる経費等を審査し、本事業の趣旨に照らして適正であるとして実施を決定したときは、事業体に対し事業体自主研修実施承認通知(様式第2号)を行うものとする。

(研修の実施)

第7条 前条の実施承認通知を受けた事業体は、実施承認通知内容に沿って研修を実施し、理事長は、その実施について技術及び予算執行上必要な指導を行うものとする。

(実施報告)

第8条 事業体は、研修が終了したときは、事業体自主研修実施報告書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(助成金の支払い)

第9条 理事長は、受理した実施報告書を審査し、適正と認めたときは事業体自主研修助成金請求書(様式第4号)により助成金を交付する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。